

2017/2/3

平成 28 年度第 2 回

郡山市立公民館運営審議会資料

郡山市立公民館運営審議会に係る諮問事項について

1 件名 「公民館共催事業のあり方について」

2 諮問理由

平成 22・23 年度期の審議会へ諮問した「市民が主体的に関わる「公民館共催事業」のあり方」については、東日本大震災により、答申のとりまとめには至らなかった経緯がある。

公民館における共催事業は、住民の相互交流による地域づくりと事業の運営を通じた住民自治の推進を目的とし、活動発表や交流の機会など、地域に密着したイベントであるため、地域の各種団体と実行委員会を組織し、公民館が事務局となり、企画・運営を行っている。

共催事業については、新規参加者が乏しくなる傾向にあり、また、実施時期も球技大会をはじめ、運動会、敬老会、花いっぱいコンクール、文化祭、新年会など、時期が重なる事業も多く、公民館と地域住民の担い手は多忙を極めている。

さらに、実行委員会形式であるため、会の設置から会議の実施、運営に至るまで公民館が準備を担っているが、事業によっては住民による主体的な活動が乏しく、専ら公民館が主導的に行う状態となっており、共催事業の趣旨から外れた実施方法となっているケースも多い。

また、近年の各種団体や町内会の高齢化に伴う担い手の減少により、公民館事務が飽和状態になっている地域もあり、住民が主体となった共催事業の運営による豊かな住民自治の実現を目指すとともに、共催事業を効率的かつ効果的に実施し、公民館と地域住民が果たすべき役割を早急に考える必要がある。

今期の審議会では、既存の事業の見直しも含めた、「公民館共催事業のあり方」と題し、審議会からの提言を求めるものである。